

全国弁護士会災害復興の支援に関する規則

(平成十五年九月十九日規則第八十六号)

改正 平成一九年 三月一五日

(目的)

第一条 この規則は、全国弁護士会災害復興の支援に関する規程(以下「規程」という。)第四条第四項に基づき日本弁護士連合会災害対策本部(以下「日弁連災害対策本部」という。)の運営に関する事項を定めるとともに、規程第十三条に基づき規程を実施するために必要な事項を定める。

(日弁連災害対策本部)

第二条 日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)の会長が規程第四条第三項に規定する日弁連災害対策本部の本部長の職務代行者を予め指定していないときは、日本弁護士連合会則第五十七条第三項に規定する会長の職務を行う者の順序による。

2 日弁連災害対策本部に副本部長若干人及び事務局を置くことができる。

3 会長(日弁連災害対策本部を設置した後にあつては本

- 1 -

部長)は、前項の規定により副本部長を置く場合において、規程第四条第二項の規定により日弁連災害対策本部の本部員となつた者(会長を除く。)のうちから副本部長を指名する。

4 会長(日弁連災害対策本部を設置した後にあつては本部長)は、第二項の規定により事務局を置くときは、弁護士である会員のうちから事務局員を指名する。

(災害対策事務局)

第三条 規程第十一条に規定する災害対策事務局は、連合会の災害対策に関し次の各号に掲げる事務を行う。

一 日弁連災害対策本部を設置するための準備に関する事項

二 日弁連災害対策本部の運営に関する事項

三 規程第十二条第二項に規定する派遣弁護士候補者名簿の整備に関する事項

四 災害対策に関し弁護士会連合会及び弁護士会との間で行つ情報交換、連絡及び調整に関する事項

五 官公署、日本司法支援センターその他の公私の団体との災害発生時の協力体制の構築に関する事項

六 前各号に付随する事項

2 連合会の事務総長は、職員(弁護士である職員を含む。)

- 2 -

のうちから、災害対策事務局の事務局員を指名する。

3 連合会の事務総長は、会員である弁護士のうちから、災害対策事務局の事務局員を指名することができる。

4 前二項の事務局員は、会長（日弁連災害対策本部を設置した後にあつては本部長）の命を受けて、第一項に規定する災害対策に関する庶務をつかさどる。

#### 附 則

この規則は、平成十五年九月十九日から施行する。

附 則（平成一九年三月一五日改正）

第三条第一項第五号の改正規定は、理事会の承認があつた日（平成十九年三月十五日）から施行する。

附 則（平成一九年三月一五日改正）

第三条第一項第五号の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月一五日改正）

第三条第三項及び第四項の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。